美作市情報公開条例第12条第1項に基づく諮問について(答申)

平成25年9月30日

美作市長 道 上 政 男 様

美作市情報公開·個人情報保護審査会 会長 判 野 裕 作

平成25年5月9日付美作ク建第6号に係る下記の諮問について、別紙のとおり 答申いたします。

記

諮問第1号

産業廃棄物管理票(マニフェスト)(以下、「本件公文書」という。)の公開請求に対し、非公開とした決定(美作ク建第149号)に対する、個人A<原文実名>(以下「異議申立人」という。)がした異議申立てについての諮問

(別紙)

第1 当審査会の結論

本件異議申立は、不服申立の利益を欠くため却下されるべきである。

第2 異議申立て及び審査の経緯

1 異議申立人からの公文書公開請求

異議申立人は、平成25年3月12日、美作市長(以下、「実施機関」という)に対し、美作市情報公開条例(平成17年美作市条例第10号、以下、「条例」という)第6条第1項に基づき、「産業廃棄物管理票(マニフェスト)」について、公文書公開請求をした。

2 非公開決定

上記1の公開請求に対し、実施機関は、請求のあった公文書を「産業廃棄物管理票(マニフェスト)」(本件公文書)と特定した。

そして、実施機関は、平成25年3月26日、本件公文書について不存在と して非公開とする決定を行った。

また、実施機関は、異議申立人に対し、当該非公開決定を通知した。

なお、上記決定通知書による開示は他の機関等のものも併せて3月26日に 行われたが、本件については時間切れとなり、4月3日に改めて実施された。

同日、非公開決定にかかる本件公文書について、異議申立人が新たに公開請求書を提出したことから、公開決定となった。

3 異議申立て

異議申立人は、実施機関に対し、平成25年4月24日、本件公文書を公開することを求める異議申立てを行った。

これを受け、実施機関は、平成25年5月9日、条例第12条第1項に基づき、当審査会に対し、諮問第1号に係る諮問を行った(美作ク建第6号)。

4 理由説明書の提出

美作市長は、当審査会に対し、平成25年5月24日、美作市情報公開・個人情報保護審査会運営要領(以下「運営要領」という。)第3条第1項に基づき、非公開決定についての理由説明書を提出した(美作ク建第11号)。また、当審査会は、異議申立人に対し、運営要領第3条第2項に基づき、理由説明書の写しを送付した。

5 意見書の提出

異議申立人は、当審査会に対し、平成25年6月25日、運営要領第4条第 1項に基づき、「理由説明書に対する意見について」という表題の下、上記4 の理由説明書に対する意見書を提出した。また、当審査会は、美作市長に対し、 運営要領第4条第2項に基づき、意見書の写しを送付した。

6 審査会の開催

当審査会は、平成25年9月11日、平成25年度第2回美作市情報公開・個人情報保護審査会を開催し、諮問第1号について協議を行った。

第3 異議申立人の主張の概要

公文書の件名欄は請求に係る文書が特定できれば良いのであって、一般市民は公文書の件名まで正確に記載できるはずがない。件名欄は、一般市民が知り得る範囲で請求しようとする文書内容を記載すればよく、請求する文書件名を正確に記載しなければならないものではない。さらに請求書の受付時に趣旨説明を受け内容をも把握しておきながら、このような決定をされることは誠に遺憾で、公文書の特定方法に配慮が欠けていると言わざるを得ない。

第4 美作市長の主張の概要

産業廃棄物管理票(マニフェスト)については、排出業者(今回の場合は造成等工事の元請会社:株式会社吉田組中国支店)が5年間保管するため、市に管理票の公開を求められても文書不存在であるため非公開決定とした。

また、美作市クリーンセンター造成工事の工期は平成25年3月31日まであり、竣工検査は平成25年3月29日に実施し、その検査終了後に吉田組から完成図書の一部として管理票(写し)の提出があったので、平成25年4月3日に異議申立人が来庁した際に、「管理票原本は文書不存在だが、写しはあるので公開請求していただければ写しについては公開できます。」として新たに公開請求書を受け付けたものである。

第5 当審査会の判断

- 1 本件では異議申立人が開示の対象としている本件公文書について、申立人は、平成25年3月26日になされた非公開決定後の、平成25年4月3日になされた新たな開示請求に基づき、本件公文書の開示を受けていることが認められる。
- 2 そうすると、申立人は、非公開決定後に、本件情報公開制度に基づいた開示 手続きによって、本件公文書の開示を受けているのであるから、本件非公開決 定に対する不服申立の利益を欠いている。したがって、申立人は、不服申立の 利益を欠くため、本件異議申立は、却下すべきである。
- 3 以上より、第1記載のとおり判断する。
- 4 しかしながら、産業廃棄物管理票(マニフェスト)が、公開決定時、文書不存在であったとしても、後日、その写しが提出されるものであることが予見されたならば、請求者にその旨を説明し理解を求める等、何らかの対応は可能であったのではないか。また、公開請求書を受け取る際、請求者が求めている内容を精査し、聴取り調査等を十分に行い、内容を的確に把握すれば、適切な公文書の特定や公開等の手続きができたのではないかと考えられる。今後の事務処理にあたっては、情報公開制度の趣旨を踏まえつつ、上記のような点には十分注意していただきたい。

以上